となつたので、生活窮迫せる從業員一同は日本石炭坑夫組合の應援を求めて、二月二十五日炭坑當局に對し次の事項に就て歎願するところありたるも、坑主不在の故を以て確答を得ず遂に翌二十六日朝より全員罷業を敢行するに至つた。

十、要求事項

二月二十五日坑夫代表四名は炭坑事務所を訪問勞務主任に會見し次の歎願書を提出したのであるが、勞務主任は炭坑の窮狀を述べ坑主不在にして其の歸るを待つて回答すべく夫れ迄猶豫を求めたのである。

歎願書

一、勞働賃金は毎月現金を以て確實に支拂はれたし
二、切符制度を撤廢せられたし
三、勞働賃金を三割値上せられたし